

第1号

定価一年間300円
組合員の購読料は
組合費に含む



発行

檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1
Tel 0139(52)0858 FAX(52)1490
発行責任者 石橋 英敏
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

ようこそ檜山へ

新しい年度がスタートしました。
この春、檜山の地に着任された皆様、ようこそお越しくださいました。心より歓迎いたします。

檜山教職員組合は、檜山管内および旧熊石町(05年に渡島管内八雲町と合併)域内の教職員でつくる職員児童生徒も学校も少なくなっています。しかし、生まれ育った地に愛着を寄せ、ふるさとを心に刻みながら、子どもたちは日々の生活を過ごしています。大人たちもまた、子どもたちの育ちに未来を託し、様々な思いを紡ぎながら懸命に生きています。私たち教職員も、その一員でありたいと願わずにいられません。



江差方面から望む早春の遊楽部岳の山並(安里朗さん提供)

団体です。「どの子も人間として大切にされ、成長・発達を保障される学校」「保護者や地域住民、教職員の願いを重ね、地域に根ざした教育の創造」「教職員が力を合わせて仕事ができる働きやすい職場」などをめざして活動しています。

地域の子どもたちのため共に

合です。教職員の過密な働き方が問題視されています。何よりも、目の前の子どもたちに誇りを持って向き合えるよう、教育と仕事をめぐる条件を整えようと、取り組みを大事にしています。

「教育」は「共育」とも言われます。教職員や関係者が共に手を携えていく姿そのものが子どもを育みます。そして子どもたちは地域の中で育ちます。子育てと教育の現場を取りまく環境は厳しいものがありますが、願いに根ざした共同が道を拓いていきます。共に力を寄せ合っていくことを心より訴えます。

集まって語ろう 2018檜山教職員の集い 檜山で働く仲間と、いろんな話をしませんか

出会いの季節。でも、立ち止る間もなく忙しい新年度のスタート。異動された方、檜山に来られた方、新しい環境の下でのご奮闘、お疲れさまです。ここでひとつ、心身の充電を図りませんか。世代を問わず、共に檜山の地で働く者どうして語り、美味しいもので元氣になりましょう。

- とき 2018年4月28日(土) 午後2時30分～
- ところ 厚沢部町俄虫温泉旅館大成 厚沢部町上里92 TEL0139-67-2211

2:30	2:45	4:45	5:00	6:00	8:30
開会 集会	分科会 講座	閉会 集会	くつろぎ タイム	交流会	宿泊

分科会・講座

檜山古今東西老若男々

若者の思いを尋ね、語り、先輩の失敗談やアドバイスに学ぶ…今のリアルな教職生活を場所、世代を問わず交流しましょう。

養護教諭と語ろう

忙しい学校のなかで、養護教諭の仕事も大変さを増しています。普段は一人で頑張っていますが、ここに集まって、大いに語り合いませんか。

事務職員と語ろう

学校の環境整備や財産管理など、事務作業は学校の根底を支えています。事務職員の仕事について、一緒に考えましょう。

特別支援教育を語ろう

一人ひとりの個性に合わせた教育を、みんなで考えましょう。悩みや工夫を出し合うことで、よりよい方向が見えるはずですよ。

- 交流会 ☆ 食べたり飲んだりしながら、ゆったり語り合い。会費お一人2000円です。
- ☆ 宿泊を希望される方、ご負担2000円。温泉に浸かって、部屋でゆったり交流。

※ 参加 最寄りの檜山教職員組合員か、下記までお申し込みください。ㄨ切4/24(火)
主催 檜山教職員組合 江差町字陣屋町86-1 TEL0139-52-0858 FAX139-52-1490
E-mail:hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

うれしいとき、かなしいときにあなたを応援します。

総合共済

月々 **600円**

さらに退職時には **掛金が全額戻ります!**

- 結婚祝金に10,000円
- 出産祝金で5,000円
- 災害見舞金に10万円(全壊)など 他にもいろいろ

みんなで確かめ合いながら 学校づくり 職場づくり

勤務時間割振り変更の対象業務と運用

*北海道教育庁総務政策局教職員課「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」より編集

対象業務	定義
①修学旅行の引率業務	学習指導要領に規定する旅行・集団宿泊的行事と位置付けて行うもののうち、実施基準に基づき実施する宿泊研修及び見学旅行において児童生徒を引率する業務。
②文化祭(学校祭)等の業務	学習指導要領に規定する文化的行事と位置付けて行うもののうち、発表、鑑賞の行事を対象とし、具体的には文化祭(学校祭・学芸会)、音楽会(合唱祭)又は学習発表会の実施日に行う業務。
③体育祭(運動会)等の業務	学習指導要領に規定する健康安全・体育的行事と位置付けて行うもののうち、体育的な行事で、具体的には、体育祭(運動会)、球技大会又は競技会の実施日に行う業務。
④文化祭(学校祭)等又は体育祭(運動会)等の事前準備業務	文化祭(学校祭)等や体育祭(運動会)等の実施日前2週間以内において、その日(割振り前)の勤務時間を超えて行う、児童生徒が行う練習や準備の指導、監督業務のほか、会場設営や大道具・小道具等の準備などの業務で、かつ、あらかじめ予定して行う業務。
⑤登校時の通学指導業務	学校保健安全法27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、児童生徒の登校時の安全指導・安全管理のため、公務として従事する街頭での指導業務。
⑥校区内巡視業務	学校保健安全法27条に基づく自校の学校安全計画に規定されあらかじめ予定して行う業務のうち、地域祭典等での児童生徒の安全指導・安全管理のため、公務として従事する校区内の巡視業務。
⑦現場実習の引率業務	特別支援学校学習指導要領に規定する産業現場等の実習(他の教科等と合わせて実施する場合の作業学習を含む)において、生徒を引率する業務。
⑧家庭訪問の業務	児童生徒の学校や家庭での状況について、各家庭を訪問して保護者や児童生徒と面談を実施する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務。
⑨教育相談の業務	保護者や児童生徒と面会して児童生徒への指導について相談する業務のうち、自校の教育計画に位置付けられ、あらかじめ予定して行う業務。
⑩入学者選抜の業務	道教委が実施する入学者選抜(選考)に係る業務のうち、学力検査及び面接等選考の実施日の業務、その前日の準備業務、採点業務及び合否判定業務。
⑪保護者等を対象とした説明会等の業務 *今年度から新規に対象となった業務です。	保護者や地域住民等の職員以外の学校関係者を対象とした説明会や懇談会等のうち、自校の教育計画に位置付け、公務として行う業務で、あらかじめ予定して行う業務。 *学校経営方針説明会、地域別懇談会、新入学説明会、進路説明会など学校として参加し説明等を行う業務 *PTA総会・役員会等PTAに関わる会議等のうち校務分掌上PTA担当等学校として参加し説明等を行う業務 *保健委員会、ケース会議、学校評議委員会、学校運営協議会、支援会議等地域住民や関係者に対して、学校として参加し説明等を行う業務 *会議本体と懇親会(食事会)との時間を区別し、会議本体のみが対象業務

運用をめぐる改善点 ●担当職員への通知は、これまで、原則、割振りを定めた4週の期間の初日から起算して14日前までになっていましたが、今年度から「7日前まで」になります。

●また、「特別な事情」の場合は前日までの通知も可となります。「特別な事情」とは、学校と職員以外の学校関係者との間での日程調整が困難な場合などです(校内調整の都合ではなく、校外関係者との調整での都合)。

教職員の働き方が注視されています。これまでの交渉で、勤務条件に関わる制度運用の拡充が図られてきました。年度当初に確認し、学校運営や職場環境整備に生かしていくことが大切です。とくに勤務時間の割振り変更に係る対象業務については、その多くが「自校の教育計画に位置付けられていることが要件とされているため、年度計画づくりの論議や作業の中にしっかりと位置付け、実際の運用に支障が生じないようにしておく必要があります。対象業務の一覧を掲載します。

道教委

「学校閉庁日の設定」を提示

3月13日、道教委は「学校閉庁日の設定」を提示しました。「職員が休養をとりやすい環境を整備し、心身の健康を保持するとともに、学校教育の質の向上を図るため」としています。学校現場の長時間過密な働き方が問題視されるな

か、その改善策の一つとして打ち出されたものです。閉庁日は年休や特別休暇等で取り扱うなどの問題が残され、今後の課題になります。制度の趣旨が積極的に生かされることが大切になります。

学校閉庁日の設定について(概要)

- 1 設定期間**
 - 8月15日前後の特定の3日間(今年度は8/13～15)に設定を基本
 - 年末年始休日は全道統一の学校閉庁日(12/29～1/3)
 - 長期休業期間において学校の実情に応じて前記以外での学校閉庁日の設定も可
- 2 服務上の取扱等**
 - 年休、特別休暇、週休日の振替等 ●休暇取得の強制はしない
 - 部活動休養日に設定
- 3 その他**
 - 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤者が行い、管理職の出勤不要
 - 道教委は、学校閉庁日とその前後に、調査締切を設定したり、研修を実施したりしない

第1回特別支援教育学習会



基本・実態・願い、実践省みる

4月15日、乙部町で特別支援教育学習会が開かれました。主催は山形県山形市にある山形県特別支援教育協議会です。15人が参加しました。「支援の基礎基本」の3つの講座を開き、実践に生かそうと熱心に学び合いました。

「基礎講座」の参加者からは、「法的根拠も含め基本的なこと

が分かった」という声がたくさん聞かれました。

「医療的ケア」をテーマにした講座では、養護学校のシステムと支援の様子が紹介され、参加者は新鮮な面持ちで聴き入っていました。「子ども一人ひとりの実態や保護者の願いに合わせた支援がすごい」との感想が聞かれました。

「支援・教材作り」では通常学級を念頭に置いた実践方法などがテーマに。せたな町から参加したHさんは、「自分が普段感覚的に子どもに接していることの意味が分かった」と振り返ります。

主催する山形県特別支援教育協議会、連鎖講座として回を重ねる予定。次回は9月上旬に開催する運びとなっています。

